

厚生労働省
ユーザ ID・パスワード発行申込み説明書

厚生労働省においては、電子申請・届出の際、ユーザ ID・パスワードの入力が必要な手続（P6～）があります。これらの手続を行うためには、あらかじめ厚生労働省にユーザ ID・パスワードの発行の申込みをしていただく必要があります。また、発行されたユーザ ID・パスワードに関する変更・更新・失効等が必要になる場合もあります。

そのため、手続グループ一覧（P6～）の手続については、本説明書にそって、ユーザ ID・パスワードの発行等の申込みを行ってください。（手続グループ一覧にない社会保険・労働保険などの一般的な手続については、ユーザ ID・パスワードではなく電子証明書が必要となります。）

……ユーザ ID・パスワードは手続グループ(P6～)単位に発行されます……

ユーザ ID・パスワードは、申込みに必要な書類が同じ手続のグループごとに一つ発行されます。ユーザ ID を取得されましたら、グループの手続すべてに対して電子申請・届出を行うことができます。

<<申込み手順>>

★新しくユーザ ID・パスワードを取得したい★

1. 手続グループを探す

申請・届出を行いたい手続を、手続グループ一覧（P6～）から探してください。

2. 申込書を作成する

郵送による申込みを行う場合、ユーザ ID・パスワード発行申込書の様式（P22～）に必要事項を記入してください。e-Gov 電子申請システムによる申込みを行う場合、電子申請システム上で申込書の作成ができます。なお、申請者が個人か法人かにより申請書が異なりますのでご注意ください。

※ ユーザ ID・パスワード発行申込時に有効期限の指定が特でない場合、ユーザ IDの有効期限は「ユーザ ID・パスワード発行通知書」に記載されている日付から500日後となります。ただし、ユーザ ID・パスワードを使ってe-Gov 電子申請システムから申請・届出を行った場合、有効期限は、その利用した日の500日後に延長されます。変更・更新・パスワード再発行・パスワード更新の申込みを行った場合も、ユーザ IDの有効期限は500日後に延長されます。なお、500日を通しユーザ ID・パスワードを使って電子申請・届出を一度も利用されない場合、当該ユーザ ID・パスワードは失効し、利用できなくなりますので、ユーザ IDが失効扱いとなる前に、必要に応じて有効期限の更新申込みを行ってください。

3. 添付書類を用意する

申込みを行う手続グループによっては、申請者の方の本人確認のため公的機関が発行した証明書の写しや商業登記事項証明書などが必要となる場合があります。手続グループによって必要な添付書類が異なりますので、各手続グループ一覧内の「この手続グループの新規申込み・変更申込みに必要な添付書類」を必ずご確認ください。

4. 代理人による申請を行う場合は

対象となる手続グループの手続の申請・届出を社会保険労務士等の代理人により行う場合は、「申請者について」欄に申請者の情報を記載し、「連絡先について」欄に代理人の情報を記載してください。これにより、代理人が登録されます。なお、申込みの際には、必要な添付書類の他に、申請者と代理人との間の代理関係を証する書類（委任状）が必要な場合がありますので、各手続グループ一覧内の「この手続グループの新規申込み・変更申込みに必要な添付書類」をご確認ください。

5. 申込み方法

郵送又はe-Gov電子申請システムによる申込みができます。

郵送で申込みをいただいた方には、厚生労働省から「ユーザID・パスワード発行通知書」が郵送されます。e-Gov電子申請システムから申込みいただいた方には、「ユーザID・パスワード発行通知書」が電子公文書で発行され、e-Gov電子申請システムから取得していただきます。

(1) 郵送による申込みの場合（パスワード更新はe-Gov電子申請システムによる申込みになります。）

申込書と必要な添付書類を以下の宛先まで郵送してください。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省政策統括官付情報システム管理室 電子申請基盤管理係 宛

※封筒の表面に「ユーザID・パスワード発行申込書在中」と記載願います。

(2) e-Gov電子申請システムによる申込みの場合

e-Gov電子申請システム上で申込書の作成、申込みができます。以下の手続を検索し電子申請を行ってください。

e-Gov電子申請システム 行政手続案内検索 URL

<https://shinsei.e-gov.go.jp/recept/procedure-search/>

新規・パスワード再発行を申込み場合

手続名：「ユーザID・パスワード発行申込み」

変更・更新・失効・パスワード更新を申込み場合

手続名：「申請者情報の変更申込み」

※本人確認のための添付書類を郵送する場合は、(1)の宛先まで郵送してください。その際、封筒の表面に「ユーザID・パスワード発行申込添付書類在中」と記載し、e-Gov電子申請システムの「到達確認」画面を印刷したもの、もしくは画面に表示されている内容を記録したものを同封してください。

★申請者の情報に変更があったので、変更申込みをしたい★

すでにユーザID・パスワードをお持ちで、申込み内容（申請者の氏名、住所、連絡先等）に変更があった際には、変更申込みが必要です。

申込書は、「申込み区分」の「変更」を○で囲み、「ユーザID」欄、申請者名（法人名欄／氏名欄）、申請者の所在地欄／住所欄及び変更があった項目欄を記入して作成し、郵送又はe-Gov電子申請システムでお申込みください。

変更申込みには、変更内容の確認のための添付書類が必要な場合があります。必要な添付書類は、各手続グループの説明をご確認ください。

★ユーザID・パスワードの有効期限を更新したい★

有効期限を経過した場合、ユーザID・パスワードは失効し、再利用できなくなります。更新したいユーザID・パスワードの状態によって、以下の3種類の方法に分けられます。

<発行申込みの際に有効期限を指定した場合>

「ユーザID・パスワード発行申込み説明書」にそって、「更新」申込みを行ってください。

申込書は、「申込み区分」の「更新」を○で囲み、「ユーザID」欄、申請者名（法人名欄／氏名欄）、申請者の所在地欄／住所欄及び「ユーザID・パスワードの有効期限」欄に新たな期限を記入して作成し、郵送又はe-Gov電子申請システムでお申込みください。（本人確認のための添付書類は不要です）。

<発行申込みの際に有効期限を指定しなかった場合>

ユーザID・パスワードを使用して電子申請・届出を行うことにより、有効期限は、その利用した日の500日後に延長されます。500日を通しユーザID・パスワードを使って電子申請・届出を一度も利用されない場合、当該ユーザID・パスワードは失効し、利用できなくなります。

変更・更新・パスワード再発行・パスワード更新の申込みを行った場合も、ユーザIDの有効期限は500日後に延長されます。

<ユーザIDが失効してしまった場合>

一度失効したユーザID・パスワードを再利用することはできません。

新しく発行申込みを行ってください。

★ユーザIDを忘れてしまった★

ユーザIDの再発行は行いません。新しく発行申込みを行ってください。

★パスワードを忘れてしまった★

パスワードを再発行いたします。パスワード再発行申込みを行ってください。

申込書は、「申込み区分」の「パスワード再発行」を○で囲み、「ユーザID」欄、申請者名（法人名欄／氏名欄）及び申請者の所在地欄／住所欄を記入し、「パスワード記入」欄には任意のパスワードを指定していただき、郵送又はe-Gov電子申請システムでお申込みください。

パスワード再発行申込みには、本人確認のための添付書類が必要な場合があります。必要な添付書類は、各手続グループの説明をご確認ください。

★ユーザID・パスワードを失効させたい★

ユーザID・パスワードの失効を申し込むと、取得したユーザID・パスワードを失効させることができます。（失効したユーザID・パスワードでは、e-Gov電子申請システムから申請・届出ができなくなります。）

申込書は、「申込み区分」の「失効」を○で囲み、「ユーザID」欄、申請者名（法人名欄／氏名欄）及び申請者の所在地欄／住所欄を記入し、郵送又はe-Gov電子申請システムでお申込みください（本人確認のための添付書類は不要です）。

★パスワードを変更したい★

発行されたパスワードは、セキュリティ保護の観点から、定期的に更新されることをお勧めします。パスワードの更新を申し込むと、指定したパスワードに変更することができます。

申込書は、「申込み区分」の「パスワード更新」を○で囲み、「ユーザID」欄、申請者名（法人名欄／氏名欄）及び申請者の所在地欄／住所欄を記入し、「パスワード記入」欄には任意のパスワードを指定していただき、e-Gov電子申請システムでお申込みください（本人確認のための添付書類は不要です）。

<<注意事項>>

- パスワードに指定できる文字数は4～8文字となります。また、文字の種類は半角英字および半角数字から指定してください。
- お申し込み頂いてから手続きが完了するまで、1週間程度かかる場合がありますのでご了承ください。
- 郵送で申し込まれた場合、ユーザID・パスワードを発行後、「ユーザID・パスワード発行通知書」を申請者の住所（所在地）へ送付いたします。
- e-Gov電子申請システムで申し込まれた場合、ユーザID・パスワードを発行後、「ユーザID・パスワード発行通知書」を電子公文書として発行いたします。

- 一度に複数の手続グループのユーザ ID を申込みたい時は、「ユーザ ID・パスワード発行申込書」に手続グループを複数記入してください（必要な添付書類がグループ間で重複した場合は、1部同封していただければ結構です）。

- 今後オンライン化手続の見直しに伴い、手続グループ内の手続も増減することがあります。

- 以下の手続については、ユーザ ID・パスワードが事前に厚生労働省から郵送で交付されている場合にのみ、ユーザ ID・パスワードを用いて届出を行うことが可能です。これらの手続については、本書によるお申込みはできません。
 - ・ 高年齢者雇用状況報告（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）
 - ・ 障害者雇用状況報告（障害者の雇用の促進等に関する法律）

- 以下の手続については、本書によるユーザ ID・パスワードのお申し込みはできませんので、あらかじめご了承ください。
 - ・ 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室所管の手続
 - ・ 厚生年金基金業務報告書の届出（厚生年金保険法）

手続グループ一覧

手続グループ名	HK32
---------	------

* この手続グループのユーザ ID・パスワードは、健康保険組合及び共済組合を対象として発行いたします。

* この手続グループの申込みには添付書類は不要です。

申込書（法人用）のみを郵送または電子申請にて提出してください。

* 手続一覧

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
健康保険被保険者実態調査(各地方厚生局宛)	保険局通知	保険局調査課
健康保険組合の事業状況の報告	健康保険法	保険局調査課
医療給付実態調査	高齢者の医療の確保に関する法律	保険局調査課
医療経済実態調査（保険者調査）	中央社会保険医療協議会による調査の実施	保険局調査課
保険料等の滞納処分の認可	健康保険法	保険局保険課
任意適用事業所に係る認可	健康保険法	保険局保険課
任意適用事業所の取消に係る認可	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の任意設立に係る認可	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の規約変更の認可	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の認可を要しない規約変更の届出	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の一般保険料率の変更に係る認可	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の毎会計年度の予算の届出	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の組合債の起債等に係る認可	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の重要財産の処分に係る認可	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の合併に係る認可	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の分割に係る認可	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の解散に係る認可	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の理事長の届出	健康保険法	保険局保険課
健康保険一括適用事業所の承認	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の毎会計年度の決算及び事業報告に係る届出	健康保険法	保険局保険課
健康保険組合の規程の届出	健康保険法	保険局保険課
収入支出予算概要表	保険局長通知	保険局保険課
収入支出決算概要表	保険課長通知	保険局保険課
収入支出決算見込表	保険課長通知	保険局保険課

手続グループ名	JM39
---------	------

* この手続グループの新規申込み・変更申込みに必要な添付書類

住民票

* 手続一覧

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
保健師等の免許取り消し	保健師助産師看護師法	医政局看護課
医道審議会の委員による弁明の聴取	保健師助産師看護師法	医政局看護課
管理栄養士国家試験 不正受験者の受験停止、試験無効	栄養士法	健康局健康課
被保険者に対する報告・検査命令(報告・検査命令書発行用)	船員保険法	保険局保険課
被保険者に対する報告・検査命令(報告書発行用)	船員保険法	保険局保険課

手続グループ名	S A 2 5
---------	----------------

* この手続グループの**新規申込み・変更申込み**に必要な添付書類

港湾労働者雇用安定センターの指定にかかる通知書の写し

* 手続一覧

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
港湾労働者雇用安定センターの事業計画書等の認可	港湾労働法	職業安定局建設・港湾対策室
港湾労働者雇用安定センターの事業計画書等の変更の認可	港湾労働法	職業安定局建設・港湾対策室
港湾労働者雇用安定センターの事業報告書等の提出	港湾労働法	職業安定局建設・港湾対策室
港湾労働者雇用安定センターの役員の選解任の認可	港湾労働法	職業安定局建設・港湾対策室

手続グループ名	GY27
---------	------

- * この手続グループの申込みには添付書類は不要です。
申込書（法人用）のみを郵送または電子申請にて提出してください。

* 手続一覧

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
指定を受けた次世代育成支援対策推進センターの変更の届出	次世代育成支援対策推進法	雇用環境・均等局職業生活両立課
次世代育成支援対策推進センターの事業計画書の提出	次世代育成支援対策推進法	雇用環境・均等局職業生活両立課
次世代育成支援対策推進センターの事業報告書の提出	次世代育成支援対策推進法	雇用環境・均等局職業生活両立課

手続グループ名	R O 2 7
---------	---------

*** この手続グループの新規申込み・変更申込みに必要な添付書類**

定款、寄附行為等団体又はその連合団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類。
 (団体が法人であるときは、法人登記事項証明書を含む。)

*** 手続一覧**

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
次世代育成支援対策推進センターの指定申請	次世代育成支援対策推進法	雇用環境・均等局職業生活両立課

手続グループ名	S A 7 0
---------	----------------

* この手続グループの申込みには添付書類は不要です。

申込書（法人用）のみを郵送または電子申請にて提出してください。

* 手続一覧

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
全国シルバー人材センター事業協会の事業計画書、収支予算書の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
全国シルバー人材センター事業協会の事業報告書、収支決算書の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課

手続グループ名	DK14
---------	------

* この手続グループの申込みには添付書類は不要です。

申込書（法人用）のみを郵送または電子申請にて提出してください。

* 手続一覧

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の監事による厚生労働大臣に対する意見の提出	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が徴収金を完納しない事業主に対して滞納処分を行うことに対する厚生労働大臣の認可	障害者の雇用の促進等に関する法律	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構役員を任命した旨の厚生労働大臣への届出	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の理事長及び監事の営利を目的とする団体の役員を兼職すること又は自ら営利事業に従事することに対する厚生労働大臣の承認	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が他の法人に対して業務を委託することに対する厚生労働大臣の認可	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構業務方法書の制定及び変更に対する厚生労働大臣の認可	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の財務諸表に対する厚生労働大臣の承認	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画の限度額を超える短期借入金の厚生労働大臣の認可	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の短期借入金の借り換えに対する厚生労働大臣の認可	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の重要な財産処分等に対する厚生労働大臣の認可	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の役員に対する報酬及び退職金の支給基準の制定及び変更の厚生労働大臣への届出	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の会計規程制定又は変更時の厚生労働大臣への届出	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員に対する給与及び退職手当の支給基準の制定及び変更の厚生労働大臣への届出	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務並びに資産及び債務の状況に関する厚生労働大臣への報告	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の利益の処理に関する厚生労働大臣の承認	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画の作成及び変更に対する厚生労働大臣の認可	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画に基づく年度計画の作成及び変更に対する厚生労働大臣への届出	独立行政法人通則法	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課

手続グループ名	KE45
---------	------

* この手続グループの**新規申込み・変更申込み**に必要な添付書類

手続：検査機器を較正する者の登録

- 住民票（個人の場合、外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）
- 定款又は寄付行為及び登録事項証明書（法人の場合）
- 欠格条項に該当しない旨を説明した書類
- 機械器具その他の設備の数、性能、所有又は借入れの別、所在場所を記載した書類
- 較正の業務を実施する者の氏名及び略歴
- 役員の氏名及び略歴を記載した書類（法人の場合）
- 較正の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

手続：受験資格を有する者の認定

- 履歴書
- 卒業証明書、修了証明書、検定合格書の写し、その他当該学校又は教育施設を卒業し、又は修了したことを示すに足りる証明書及び終業証明書、指導監督証明書、業務委託証明書並びに建築の面積及び用途の証明書若しくは都道府県知事等の発行する勤務証明書
- ※申請者の所在地の都道府県知事を経由して申請することとなっている。

* 申込書

- 検査機器を較正する者の登録（法人用または個人用）
- 受験資格を有する者の認定（個人用）
- それぞれ、郵送にて提出してください。

* 手続一覧

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
受講資格を有する者の認定	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	医薬・生活衛生局生活衛生課

手続グループ名	T B 3 8
---------	---------

* この手続グループの新規申込み・変更申込みに必要な添付書類

商業登記事項証明書若しくは法人登記事項証明書

※代理人の登録を行う場合は、以下の内容を記載した委任状を添付してください。

- ・申請者本人の記名、押印
- ・代理人の氏名
- ・代理範囲（手続グループのうち、特定の手続を委任する場合は手続名を記載してください。）
- ・代理期間（期間を定めて委任する場合）

* 手続一覧

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
経営基盤強化計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法	医政局経済課
新医薬品等の薬価基準収載手続	通知(平成12年9月1日健政発第1033号健康政策局長通知他)	医政局経済課
後発医薬品の薬価基準収載手続	通知(平成13年3月15日医政経発第15号経済課長通知)	医政局経済課
指定医療機関への診療報酬の支払いの一時差止め	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	健康局総務課
一般医療機関への診療報酬の支払いの一時差止め	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	健康局総務課
調理師試験に係る指定試験機関の指定の取消	調理師法	健康局がん対策健康増進課
調理師養成施設の指定取消	調理師法	健康局がん対策健康増進課
管理栄養士・栄養士養成施設の指定の取消	栄養士法	健康局がん対策健康増進課
審査請求の特例	検疫法	健康局結核感染症課
審査請求の特例	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	健康局結核感染症課
結核医療担当機関の指定の取消	結核予防法	健康局結核感染症課
診療報酬の支払いの差止めの指示等	結核予防法	健康局結核感染症課
診療報酬の支払いの差止めの指示等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	健康局結核感染症課
感染症指定医療機関の指定取消	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	健康局結核感染症課
勤労者財産形成基金に対する措置命令	勤労者財産形成促進法	労働基準局勤労者生活課
勤労者財産形成基金規約の変更命令	勤労者財産形成促進法	労働基準局勤労者生活課

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
勤労者財産形成基金の設立認可の取消し	勤労者財産形成促進法	労働基準局勤労者生活課
勤労者財産形成給付金契約の承認の取消し	勤労者財産形成促進法	労働基準局勤労者生活課
第一種勤労者財産形成基金契約の承認の取消し	勤労者財産形成促進法	労働基準局勤労者生活課
第二種勤労者財産形成基金契約の承認の取消し	勤労者財産形成促進法	労働基準局勤労者生活課
介護労働安定センターの雇用安定事業等関係業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地の届出	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターの雇用安定事業等関係業務を行う事務所の所在地の変更の届出	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターの雇用安定事業等関係業務特別勘定の予備費の使用の通知	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターの予算の繰越しの承認	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターの予算の繰越計算書の提出	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターが制定した会計規程の提出	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターが変更した会計規程の提出	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターの雇用安定事業等関係業務の実施に関する規定の認可	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターの雇用安定事業等関係業務の実施に関する規定の変更の認可	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターの予算の流用又は予備費の使用の承認	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターの会計規定の基本的事項の承認	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
介護労働安定センターの会計規定の基本的事項の変更の承認	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	職業能力開発局能力開発課
消費生活協同組合法第12条第3項ただし書の規定に基づく、消費生活協同組合の行う事業の員外利用の許可	消費生活協同組合法	社会・援護局(社会)地域福祉課

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
消費生活協同組合法第43条第4項の規定に基づく、消費生活協同組合(連合会)の共済金額5万円以上の共済事業規約の設定の認可	消費生活協同組合法	社会・援護局(社会)地域福祉課
消費生活協同組合法第43条第4項の規定に基づく、消費生活協同組合(連合会)の共済金額5万円以上の共済事業規約の変更の認可	消費生活協同組合法	社会・援護局(社会)地域福祉課
消費生活協同組合法第43条第4項の規定に基づく、消費生活協同組合(連合会)の共済金額5万円以上の共済事業規約の廃止の認可	消費生活協同組合法	社会・援護局(社会)地域福祉課
消費生活協同組合法第50条の2第5項の規定に基づく、第2項の共済契約の全部の包括移転の届出	消費生活協同組合法	社会・援護局(社会)地域福祉課
消費生活協同組合法第58条の規定に基づく、消費生活協同組合の設立の認可	消費生活協同組合法	社会・援護局(社会)地域福祉課
消費生活協同組合法第50条の4の規定に基づく、消費生活協同組合の共済事業に係る経理の他の経理への資金運用の承認	消費生活協同組合法	社会・援護局(社会)地域福祉課
消費生活協同組合法第50条の4の規定に基づく、消費生活協同組合の共済事業に属する資産の担保提供の承認	消費生活協同組合法	社会・援護局(社会)地域福祉課
指定養成施設等に対する指示	社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則	社会・援護局(社会)福祉基盤課
指定養成施設等の指定取消	社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士試験不正行為者に対する制限	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定試験機関の役員を選任及び解任認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定試験機関の役員の解任命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定試験機関の事業計画の認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定試験機関の事業計画の変更認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士試験事務規程の認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士試験事務規程の変更認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士試験事務規程の変更命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士試験委員の解任命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定試験機関に対する監督命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定試験機関に対する報告の徴収	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定試験機関の試験事務の休廃止認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定試験機関の指定取消	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定試験機関の試験事務停止	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定試験機関に対する指定等の条件	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士の資格登録取消	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
社会福祉士の名称使用停止	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定登録機関の役員の選任及び解任認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定登録機関の役員の解任命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定登録機関の事業計画の認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定登録機関の事業計画の変更認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士登録事務規程の認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士登録事務規程の変更認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士登録事務規程の変更命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定登録機関に対する監督命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定登録機関に対する報告の徴収	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定登録機関の登録事務の休廃止認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定登録機関の指定取消	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定登録機関の登録事務停止	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
社会福祉士指定登録機関に対する指定等の条件	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定試験機関の役員の選任及び解任認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定試験機関の役員の解任命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定試験機関の事業計画の認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定試験機関の事業計画の変更認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士試験事務規程の認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士試験事務規程の変更認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士試験事務規程の変更命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士試験委員の解任命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定試験機関に対する監督命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定試験機関に対する報告の徴収	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定試験機関の試験事務の休廃止認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定試験機関の指定取消	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定試験機関の試験事務停止	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定試験機関に対する指定等の条件	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士の資格登録取消	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士の名称使用停止	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定登録機関の役員の選任及び解任認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定登録機関の役員の解任命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定登録機関の事業計画の認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定登録機関の事業計画の変更認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
介護福祉士登録事務規程の認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士登録事務規程の変更認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士登録事務規程の変更命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定登録機関に対する監督命令	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定登録機関に対する報告の徴収	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定登録機関の登録事務の休廃止認可	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定登録機関の指定取消	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定登録機関の登録事務停止	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
介護福祉士指定登録機関に対する指定等の条件	社会福祉士及び介護福祉士法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
中央福祉人材センターにおける事業計画書及び収支予算書の提出	社会福祉法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
中央福祉人材センターにおける事業報告書及び収支決算書の提出	社会福祉法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
福利厚生センターの事業約款の変更の認可	社会福祉法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
福利厚生センターにおける事業計画書及び収支予算書の提出	社会福祉法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
福利厚生センターにおける事業報告書及び収支決算書の提出	社会福祉法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
中央福祉人材センターの業務に関する監督命令	社会福祉法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
中央福祉人材センターの指定取消	社会福祉法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
福利厚生センターの業務に関する監督命令	社会福祉法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
福利厚生センターの指定取消	社会福祉法	社会・援護局(社会)福祉基盤課
業務方法書の作成、変更に対する認可	老人保健法	保険局高齢者医療課
基金の予算等についての厚生労働大臣の認可及び変更の認可	老人保健法	保険局高齢者医療課
基金による財務諸表の提出、承認	老人保健法	保険局高齢者医療課
借入金に対する厚生労働大臣の認可	老人保健法	保険局高齢者医療課
報告の徴収命令(報告書発行用)	老人保健法	保険局高齢者医療課
報告の徴収命令(報告書提出用)	老人保健法	保険局高齢者医療課
予備費の使用申請	社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る財務及び会計に関する省令	保険局高齢者医療課
予算の流用の承認	社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る財務及び会計に関する省令	保険局高齢者医療課
予算の繰り越しの厚生労働大臣の承認	社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る財務及び会計に関する省令	保険局高齢者医療課
収入支出等の報告	社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る財務及び会計に関する省令	保険局高齢者医療課
保険者の過大・過小申告に係る支払基金に対する厚生労働大臣の承認	老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令	保険局総務課

手続名	手続の根拠法令	手続所管部署
年度途中に成立した保険者等に係る老人医療費見込額等についての厚生労働大臣の承認	老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令	保険局総務課
決算関係書類の提出	船員災害防止活動の促進に関する法律	労働基準局安全衛生部計画課
事業主に対する報告・検査命令(報告・検査命令書発行用)	健康保険法	保険局保険課
医師に対する報告・検査命令(報告・検査命令書発行用)	健康保険法	保険局保険課
医師に対する報告・検査命令(報告書提出用)	健康保険法	保険局保険課
医師に対する報告・検査命令(報告・検査命令書発行用)	船員保険法	保険局保険課
医師に対する報告・検査命令(報告書提出用)	船員保険法	保険局保険課
船員災害防止協会に対する報告・検査命令(報告・検査命令書発行用)	船員防止活動の促進に関する法律	労働基準局安全衛生部計画課
船員災害防止協会に対する報告・検査命令(報告書発行用)	船員防止活動の促進に関する法律	労働基準局安全衛生部計画課
船員災害防止協会に対する勧告によって改善されない場合の処分	船員防止活動の促進に関する法律	労働基準局安全衛生部計画課
船員災害防止協会の設立の認可の取消し	船員防止活動の促進に関する法律	労働基準局安全衛生部計画課
社会保険診療報酬支払基金の定款の変更の届出	社会保険診療報酬支払基金法	保険局保険課
社会保険診療報酬支払基金の予算の認可	社会保険診療報酬支払基金法	保険局保険課
社会保険診療報酬支払基金の財産目録及び事業状況報告書の届出	社会保険診療報酬支払基金法	保険局保険課
契約の届出	社会保険診療報酬支払基金法	保険局保険課
毎月の事業状況の報告	社会保険診療報酬支払基金法	保険局保険課
役員を選任及び解任の認可	社会保険診療報酬支払基金法	保険局保険課
基金法第15条第1項第6号に掲げる業務の認可	社会保険診療報酬支払基金法	保険局保険課
診療担当者に対する出頭等の請求の承認	社会保険診療報酬支払基金法	保険局保険課
支払の一時差止の承認	社会保険診療報酬支払基金法	保険局保険課
支払の一時差止の通知	社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別委員会 規程	保険局保険課

ユーザ ID・パスワード発行申込書（法人用）

※新規申込みの場合は、太線枠内をすべて記入してください。

また、新規以外の申込みの場合は、★印の項目を必ず記入してください。

パスワード再発行/パスワード更新の場合は、◎印の項目も必ず記入してください。

申込日 令和 年 月 日

<p>手続グループ</p>	
---------------	--

(ユーザ ID・パスワード発行申込み説明書の6頁～(手続グループ一覧)から申し込む手続グループ名を確認して記入してください)

<p>申込み区分★ (いずれかを○で囲む)</p>	<p>新規 ・ 変更 ・ 更新 ・ 失効 ・ パスワード再発行 ・ パスワード更新</p>
-------------------------------	---

<p>ユーザ ID・パスワード の有効期限</p>	
-------------------------------	--

(有効期限を設定できます。記入がない場合は、有効期間は500日となります。変更・更新・パスワード再発行・パスワード更新した場合は、有効期限が500日間延長されます。)

○申請者について

ユーザID★	
パスワード記入◎ (半角英数字4～8文字)	
法人名<カナ>★	
法人名★	
所在地★	(〒 -)
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
代表者役職名<カナ>	
代表者役職名	
代表者氏名<カナ>	
代表者氏名	

○連絡先について

- ・前頁の申請者に関する情報についての連絡先をご記入ください。
- ・代理人による申請・届出を行う場合は、代理人についてご記入ください。

氏名<カナ>	
氏名	
所属・役職 (代理人の場合は不要)	
住所・所在地	(〒 -)
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
代理人による申請 (該当する場合○を記入)	

○備考

--

○本申込書ご記入者について

本申込書の記入内容について問い合わせをさせて頂く場合がございます。上記連絡先と同一であれば、記入不要です。

氏名<カナ>	
氏名<漢字>	
住所・所在地	(〒 -)
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

※本申込書に記入していただいた情報は、電子申請・届出システムをご利用いただくに当たっての本人確認のために利用させていただきます。

ユーザ ID・パスワード発行申込書（個人用）

※新規申込みの場合は、太線枠内をすべて記入してください。

また、新規以外の申込みの場合は、★印の項目を必ず記入してください。

パスワード再発行/パスワード更新の場合は、◎印の項目も必ず記入してください。

申込日 令和 年 月 日

手続グループ	
--------	--

(ユーザ ID・パスワード発行申込み説明書の6頁～(手続グループ一覧)から申し込む手続グループ名を確認して記入してください)

申込み区分★ (いずれかを○で囲む)	新規 ・ 変更 ・ 更新 ・ 失効 ・ パスワード再発行 ・ パスワード更新
-----------------------	--

ユーザ ID・パスワード の有効期限	
-----------------------	--

(有効期限を設定できます。記入がない場合は、有効期限間は500日となります。変更・更新・パスワード再発行・パスワード更新した場合は、有効期限が500日間延長されます。)

○申請者について

ユーザID★	
パスワード記入◎ (半角英数字4～8文字)	
氏名<カナ>★	
氏名<漢字>★	
住所★	(〒 -)
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
資格名	

○代理人について

申請者の後見人や代理人等、申請者以外の方が、後見人・代理人の名義で申請を行う場合、
本欄を利用して記入してください。

氏名<カナ>	
氏名<漢字>	
住所	(〒 -)
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

○備考

--

○本申込書ご記入者について

本申込書の記入内容について問い合わせをさせて頂く場合がございます。

氏名<カナ>	
氏名<漢字>	
住所	(〒 -)
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

※本申込書に記入していただいた情報は、電子申請・届出システムをご利用いただくに当たっての本人確認のために利用させていただきます。